

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、新しい農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。

※岐阜県では、(一社)岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けました。

農地中間管理事業の仕組み



- ①農地の借受希望者(受け手)を募集します。(受け手リストを作成)
- ②農地の貸付希望者(出し手)を募集します。(貸付希望農地リストを作成)
- ③受け手・出し手の情報マッチングします。
- ④受け手への貸付けが見込める農地を借受けします。
- ⑤受け手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、貸付けします。

受け手のメリット

- ・個々の所有者と交渉する必要がありません
- ・契約更新や賃借料の支払いが一度にできます

出し手のメリット

- ・公的な機関なので安心して農用地を貸付けることができます
- ・受け手を探したり交渉したりする必要がなく、賃借料のやりとりなど煩わしさもありません

農地中間管理事業の実施方法・基準等について

1 受け手(農地の借受希望者)の募集

- ▶募集は、年2回(7月、12月頃)を基本に、地域の特徴や担い手の状況等を踏まえ設定する区域(市町村又は大字など)ごとに実施します。(募集期間30日)
- ▶応募は、公社又は地域窓口で受付けします。
- ▶募集結果は、公社のホームページで公表します。(氏名、希望内容など)
→公表は、変更や取り下げの申し出がない限り継続されます。

2 出し手(農地の貸付希望者)の募集

- ▶受け手の応募状況等を踏まえ、出し手(農地の貸付希望者)の募集を行います。
- ▶応募は、各地域窓口で受付けします。(実施時期、方法は各地域で異なります)

3 農地の借受基準やルール(出し手→公社への借受け)

- ▶対象農地は、「農業振興地域」内の農地となります。
- ▶利用が困難な耕作放棄地や、受け手が見込まれない農地は借受けしません。
- ▶貸付期間は、概ね10年以上が基本となります。
- ▶農地の貸付先(受け手)は、公社へ一任頂くこととなります。
- ▶公社が借受けてから2年間を経過しても貸付先が決まらない場合などは、契約を解除する場合があります。

4 農地の貸付先の決定ルール(公社→受け手への貸付け)

- ▶貸付先の決定にあたっては、以下の事項に配慮するとともに、①現在経営している農地との位置関係、②借受希望条件との適合性、③地域農業の発展に視する程度などにより優先順位付けを行い、受け手と順次協議のうえ決定します。

配慮事項

- ①受け手の規模拡大又は農地集約につながるよう配慮する。
- ②既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないよう配慮する。
- ③新規参入者が効率的・安定的な農業経営を目指していけるよう配慮する。
- ④人・農地プランの内容に配慮する。
- ⑤利用農地の集約化を図る観点から、担い手間等などの利用権の交換や、集落営農(法人)への農地貸付けを優先する。

5 賃料の水準

- ▶賃料は、地域の平均的な水準を基本に、受け手、出し手と協議のうえ決定します。